

国立劇場再整備等事業における駐車場施設の台数について
(東京都駐車場条例による附置義務台数の緩和)

計画にあたっては、下表①、②の駐車台数を確保する。

①普通車等及び車椅子利用者駐車台数

劇場の公演用の駐車台数	各劇場の出演者等の駐車台数	55 台
	劇場に付随する稽古場の利用者駐車台数	20 台
伝承者の養成用の駐車台数	伝承者の養成用の駐車台数	3 台
管理部門用の駐車台数	管理部門用の来客用駐車台数 4 台、振興会の公用車 1 台	5 台
大型バスの駐車台数	大型バスの駐車台数	8 台
車椅子利用者の駐車台数	観客用 2 台、劇場運営用 2 台	4 台
合計		95 台

※観客等の一般来場者は、公共交通機関を利用又は外部の有料駐車場を利用することとする。

また、調査研究用の一般利用者についても観客と同様にする。

※振興会の公用車1台(普通車)は地下駐車場に駐車できるものとする。

②荷捌き用駐車台数

大劇場 荷捌き用	11t車	1 台
小劇場 荷捌き用	11t車	1 台
演芸場 荷捌き用	4t車	1 台
宅配事業者 荷捌き用	4t車	2 台
合計		5 台